

【大分県】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況

(令和6年7月現在)

地方卸売市場名	売買参加者の新規参入ルール（関係規程）	実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況 必要な改善等の内容は＜事項＞ 1～4
地方卸売市場日田中央青果水産株式会社	<u>地方卸売市場 日田中央青果水産株式会社 業務規程</u>	事項2、3、4について、改善済み
大分市公設地方卸売市場	<u>大分市公設地方卸売市場業務条例</u> <u>大分市公設地方卸売市場業務条例施行規則</u> <u>大分市公設地方卸売市場売買参加者承認要綱</u>	事項3のうち「代払制度に加入しなければならない」とするルールについて、売買参加者承認要綱第2条の改善を検討する
地方卸売市場株式会社大分園芸花市場	<u>(株)大分園芸花市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場臼杵青果市場株式会社	<u>業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場株式会社臼杵田口青果市場	<u>業務規程</u>	回答依頼中
別府市公設地方卸売市場	<u>別府市公設地方卸売市場条例</u> <u>別府市公設地方卸売市場条例施行規則</u>	事項2について、条例第17条を改善済み
地方卸売市場杵築中央青果市場	<u>業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場佐伯青果卸売市場協同組合	<u>業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場株式会社竹田青果市場	<u>業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場中津中央青果（株）	<u>業務規程</u>	事項3について、買参人組合の承認・推薦が必要とするきまりがあったが、改善に向けて検討中
地方卸売市場長洲中央青果市場協同組合	<u>業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場（有）高田中央青果市場	<u>業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場（株）中津花市場	<u>業務規程</u>	事項3について、買参人組合への加入を必要とするきまりがあるが、改善に向けて検討中 事項4について、改善に向けて検討中
大分県漁業協同組合宇佐魚市場	<u>魚市場業務規程</u>	該当なし
大分県漁業協同組合安岐魚市場	<u>魚市場業務規程</u>	該当なし
大分県漁業協同組合くにさき魚市場	<u>魚市場業務規程</u>	該当なし
大分県漁業協同組合武蔵魚市場	<u>魚市場業務規程</u>	該当なし
大分県漁業協同組合 津久見魚市場	<u>魚市場業務規程</u>	該当なし
大分県漁協下入津支店魚市場	<u>魚市場業務規程</u>	該当なし

大分県漁協下入津支店元猿魚市場	<u>魚市場業務規程</u>	該当なし
大分県漁協蒲江支店地方卸売市場	<u>魚市場業務規程</u>	該当なし
佐伯市公設水産地方卸売市場葛港市場	<u>佐伯市公設水産地方卸売市場条例</u>	事項３、４について、明文化されていない「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」とするルールがあるため、買受人組合の承認の有無にかかわらず、新規参入希望者が市へ申請を行えるよう、卸売業者と買受人組合との調整を検討
佐伯市公設水産地方卸売市場鶴見市場	<u>佐伯市公設水産地方卸売市場条例</u>	事項３、４について、明文化されていない「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」とするルールがあるため、買受人組合の承認の有無にかかわらず、新規参入希望者が市へ申請を行えるよう、卸売業者と買受人組合との調整を検討
地方卸売市場中津魚市場	対応中	回答依頼中
地方卸売市場株式会社高田魚市場	対応中	回答依頼中
大分県漁協日出支店大神魚市場	対応中	回答依頼中
地方卸売市場大分県漁協佐賀関支店魚市場	対応中	回答依頼中
地方卸売市場大分県漁協臼杵支店魚市場	対応中	回答依頼中
地方卸売市場大分県漁協米水津支店魚市場	対応中	回答依頼中

<事項>

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。
 売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。